玉名市立中学校における 休日の運動部活動の地域移行推進計画

玉名市教育委員会

令和6年(2024年)1月

目 次

第1章 推進計画の概要 ······P2 第1節 推進計画策定の趣旨 第2節 推進計画の位置付け 第3節 推進計画の期間
第2章 本市の状況 ·······P3 第1節 生徒数及び運動部活動の設置状況等 第2節 部活動に係る教師等の勤務状況等
第3章 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 今後の進め方 ······ P9 第1節 今後のスケジュール 第2節 推進計画の見直しと更新
参考資料 1 アンケート調査結果(R4.7月実施) 2 啓発チラシ 3 学校部活動と地域部活動、民間スポーツクラブについて 4 地域部活動「玉名モデル」 5 推進期間の目標スケジュール

第1章 推進計画の概要

第1節 推進計画策定の趣旨

少子化が進む中、玉名市立中学校の運動部活動の維持が困難となる前に、生徒が自主的に多様なスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、多くの関係者が連携・協働し、休日の運動部活動の地域移行の実現に向けた総合的・計画的な進め方等を示した本推進計画をここに策定する。

第2節 推進計画の位置付け

本推進計画は、「スポーツ基本法」に基づく「第3期スポーツ基本計画」及び国のガイドラインを踏まえ、県やスポーツ関係団体等との連携・協働のもと、一体的な取組を推進する計画として位置付けた。

第3節 推進計画の期間

国のガイドライン及び県の推進計画との整合を図るため、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、本推進計画の推進を図るものとする。

第2章 本市の状況

第1節 生徒数及び運動部活動の設置状況等

中学校の運動部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。

まず、少子化の進展により、本市の中学校の生徒数は年々減少傾向にあり、平成 17年度生徒数約2,200人であったものが令和5年度には1,561人に減少している。併せて 出生数を見ると今後も少子化による生徒数減少が見込まれる。

次に、今年度の運動部活動への入部状況について、表1にまとめている。学校単独ではチーム編成できない、団体戦に出場が困難といった部が複数ある。

表 1 今和 5 年度玉名市立中学校運動部活動入部状況(網かけ部分は、部の設置なし)

部活動		玉名中			玉陵中			玉南中			天水中			有明中			岱明中			合計			
HM1 H 39/		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	計
野球		2	9	8	5	8	3	0	1	0	1	3	3	6	3	6	1	2	3	15	26	23	64
男子バレー	男	7	8	8							5	0	1	7	11	5	2	3	5	21	22	19	62
女子バレー	女	7	12	6							4	2	5	2	3	0	6	4	5	19	21	16	56
男子バスケ	男	12	2	8													0	0	9	12	2	17	31
女子バスケ	女	7	3	8	0	3	3	2	0	2	5	7	0	1	1	1	6	0	2	21	14	16	51
サッカー	男	13	11	3	2	2	4	1	3	1				4	4	5	11	8	3	31	28	16	75
	女	1												2	0	1				3	0	1	4
男ハンド	男	12	0	9																12	0	9	21
女ハンド	女	7	0	7																7	0	7	14
ラグビー	男	3																		3	0	0	3
	女		1																	0	1	0	1
卓 球 男	男	0	0	3													0	0	3	0	0	6	6
卓 球 女	女	3	4	1													2	0	0	5	4	1	10
ソフトテニス男	男	13	14	6	2	1	0	3	2	2	5	2	8	0	2	4				23	21	20	64
ソフトテニス女	女	12	9	5	1	2	1	1	8	4	3	2	4	0	2	0	14	7	6	31	30	20	81
バドミントン男	男	18	13	6	3	1	3										9	7	11	30	21	20	71
バドミントン女	女	18	13	3	3	8	5	7	4	5				2	5	7	12	6	4	42	36	24	102
陸 上	男	4	4	5	2		3	2	7	5	6	4	5	8	5	11	7	8	5	29	28	34	91
	女	3	7	2		5	5	1	6	0	1	0	0	2	0	5	5	2	2	12	20	14	46
水 泳	男	4	0	8																4	0	8	12
	女	ന	3	2																3	3	2	8
柔 道	男	6	1	5	2	1	3				1		1				6	4	1	15	6	10	31
	女	0	1	1													0	0	1	0	1	2	3
剣 道	男	4	4	3										4	4	4				8	8	7	23
	女	1	1	0										3	0	1				4	1	1	6
合 計		160	120	107	20	31	30	17	31	19	31	20	27	41	40	50	81	51	60	350	293	293	936
生徒数		663			137			126			111			220			304			1561			
加入率 58.4			59.1			53.2			70.3			59.5			63.2				60				

また、令和4年7月に玉名市内の小学校5・6年生を対象に実施したアンケートにおいて、「中学校で部活動に入部しない理由」を問う設問に対して最も多かった回答が「部活動をするつもりがない」というものであり、「やりたい部活動が学校にない」という回答も一定数を占めている。(参考資料1参照)

各学校における部活動の小規模化による魅力低下が危惧されるところであり、今後も、現行のシステムによる持続可能性という点に難しさが続くことが想定される。

第2節 部活動に係る教師等の勤務状況等

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教師等と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義がある。また、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

これまでの部活動は、教師等による献身的な勤務の下で成り立ってきた。一方で、 学校において教師等の働き方改革が求められる中、運動部活動が教師等の長時間勤 務の大きな要因の一つとなっている状況がある。持続可能な部活動と学校の働き方 改革の両方を実現するには、特に休日の部活動における教師等の負担軽減を図る必 要がある。

令和4年7月に中学校の教職員を対象に部活動に関するアンケートを実施した。 その結果、教職員の年齢構成は50代・60代が半数を占めている。また、担当している部活動については、「指導可能な種目はないが、部活動を担当している。」 「指導可能な種目があるが、現在は他の部を担当している。」教職員の割合が合わせて58%であった。部活動指導について、「指導したい」「どちらかというと指導したい」と考えている教職員は32%と低く、休日の部活動指導となると25%とさらに下がっている。(参考資料1参照)

一方で、公立中学校の運動部活動の指導を担っている教師等の中には、地域での スポーツ指導を希望する者も一定数いることが想定される。そのような教師等が引き続き地域でスポーツ指導を担える環境を整備していく必要がある。

このような社会情勢の変化等を踏まえれば、中学校運動部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、将来にわたって生徒がスポーツに継続して親しむことができる環境を整備する必要がある。

第3章 基本方針

基本方針1 中学校における休日の運動部活動を地域移行する

【目標】

これまで中学校における運動部活動は、学校の教育活動の一環として実施してきた。しかし、少子化に伴う部員数の減少やチーム編成の困難さ及びニーズの多様化、また、指導を担う教師の負担感等の課題が指摘されている。このような課題に対応し、将来にわたって中学校の生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、中学校における休日の運動部活動を地域移行する。なお、地域移行の推進に当たっては、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることを目指す。

地域移行とは、地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることにより、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展しつつ、多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるなどの意義を持つものである。また、地域部活動では学校の枠を超えたチーム編成が可能になり、異年齢の子供や多世代の大人とともにスポーツに親しむことも期待できる。

さらに、地域の指導者を積極的に発掘し指導力の向上を図ることで、生徒や保護者のニーズに応じたスポーツ活動や継続した質の高い指導が期待できるとともに、生涯を通じた運動習慣づくりの促進等が期待できる。

基本方針2 生徒の発育発達に応じた地域部活動を行う

【目標】

実施に当たっては、国のガイドラインや県及び市の指針に基づき、適切な活動計画を作成の上、生徒の発育発達に応じた活動を実施する。また、合理的かつ効率的・効果的な練習方法等を積極的に導入した活動を行う。

新たなスポーツ環境の整備について、複数の指導者による活動を実施する場合には、予め指導者間、運営者間等で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

成長期にある生徒のスポーツ障害・事故防止や心身の疲労回復のために、参加する大会や練習試合を精選し、適切な活動計画を作成し、指導を行う。

基本方針3 指導者の確保と資質向上を図る

【目標】

指導者は、生徒の健全育成だけでなく、健康やスポーツの価値及びその魅力を伝え、生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実践へとつなげることが大切である。部活動指導員、兼職兼業の許可を得た教師、企業関係者、公認スポーツ指導者及びスポーツ推進委員、大学生等の指導者を確保するとともに資質の向上を図る。

指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施するとともに、必要な指導者の確保に向けた取組を進める。

指導の内容や方法については、事故防止・安全確保・生徒のスポーツ障害の防止のため、科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたものなどを活用するよう努める。

第4章 具体的な取組

- 第1節 中学校における休日の運動部活動を地域移行するための取組
 - 1 地域における新たなスポーツ環境を整備するための取組
 - (1) 運営主体及び主な業務
 - ア 地域移行の運営主体は、玉名市教育委員会及び総合型地域スポーツクラブ 「NPO法人いだてん玉名スポーツクラブ」(以下、「いだてん玉名SC」と称する。)とする。
 - イ 運営主体である玉名市教育委員会及び「いだてん玉名SC」は、現在玉名市立中学校に設置されている部活動種目の地域移行を当初の主たる業務とする。

将来的には、全ての生徒を対象に、競技・大会志向で特定の競技・種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、休日や長期休業中などに開催される体験教室やレクリエーション的な活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる運動など、指導体制に応じて、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会を保障することを目指す。

(2) 市の取組

ア 検討委員会の設置

市の実情に応じた地域移行を進めるため、スポーツ振興課、教育総務課を中心に、スポーツ協会、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校及び保護者等で構成した検討委員会を設置する。検討委員会では、地域移行に向け、国のガイドライン及び本推進計画の内容を踏まえ、新たな地域部活動の在り方とともに、休日の運動部活動の地域移行に向けた方針、具体的な取組の内容、見込まれる効果やスケジュール等について協議を行う。

イ コーディネーターの配置

玉名市教育委員会は、コーディネーターを配置し、地域の実情に応じたスポーツ環境の整備・充実に向けた取組を推進する。

ウ 活動場所の確保

公共のスポーツ施設や社会教育施設をはじめ、小中学校体育施設の利用について事前の調整会議等を実施するなど、地域部活動が活用しやすくなるよう工夫する。

地域部活動を行う団体が、市が有する公共のスポーツ施設や社会教育施設、小中学校体育施設を低廉な利用料で利用できるよう減免等の措置を講じる。

エ 運営資金の補助及び会費の適正化

地域部活動の維持・運営に必要な経費については、公費負担と受益者負担 を原則とする。運営費の一定割合を市から補助するとともに、生徒や保護者 の理解を得つつ、可能な限り低廉な会費を設定するよう支援する。

オ 大会等の在り方の見直しに向けた取組

中体連並びにスポーツ関係団体等と連携を図り、地域部活動に参加する生徒の大会への参加機会の確保に向けて取り組む。また、地域部活動指導者が適切に大会等への引率ができるよう支援する。

カ 生徒の発育発達に応じた地域部活動を行うための取組

市は、国のガイドラインや県及び市の指針等に則り、いだてん玉名SCが、 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表できる よう支援する。

- (3)「いだてん玉名SC」の取組
 - ア スポーツ団体ガバナンスコード等の情報開示

いだてん玉名SCは、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するための必要な資料について関係者に対して情報開示を行う。

イ 適切な保険の加入

いだてん玉名SCは、参加する生徒や指導者等が指定する保険へ加入することを 義務付けるとともに、けがや事故が生じた際、適切な補償が受けられるよう保険 制度の適切な運用を行う

- ウ いだてん玉名SCは、市と連携し、生徒の心身の成長に配慮し、健康な生活を 送れるよう、国のガイドライン、県及び市の指針等に準じ、適切な活動計画を 策定するとともに、それらを遵守した活動を行う。
- (4) スポーツ協会、種目団体の取組

スポーツ協会及び種目団体は、地域部活動に取り組む生徒やチームが参加できる大会となるよう、参加規程や登録等、大会のあり方を検討する。

- (5) 中学校の取組
 - ア 中学校は、市が進める休日の運動部活動の地域への段階的な移行に向けた具体 的な取組等を検討し、連携を図りながら推進する。また、学校の代表者は、検討 委員会に参加し、学校の状況を伝えるとともに、検討委員会で得られた内容等に ついて学校職員で共有する。
 - イ 中学校は、国のガイドライン及び県・市の推進計画に基づく市の地域移行の進め方等の情報について生徒や保護者に説明を丁寧に行い、理解を得る。

2 指導者の確保と資質向上に向けた取組

- (1) 市は、指導者及び生徒のニーズに対応し、課題の解決に資する内容の研修会 及び講習会を行い、指導者の資質向上を図る。
- (2) いだてん玉名SCは、地域スポーツ団体等の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者等の人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。
- (3) スポーツ協会及び種目団体は、指導可能な人材の育成、確保に努め、地域部活動の指導体制の構築を支援する。

3 教師等の兼職兼業について

- (1)教育委員会は、令和5年1月に文部科学省が示した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」を参考としつつ、地域部活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- (2) 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、 指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確 認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮 など、学校運営に支障がないことについて校長の事前確認も含め、検討して許 可する。
- (3) 地域部活動において、教師を指導者として雇用する際には、居住地、異動や

退職等があっても当該教師の意向を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教育委員会及び地域スポーツ団体等の双方が雇用者の適切な労務管理に努める。

(4) 服務を監督する教育委員会、いだてん玉名SC及び校長は、大会運営に従事する 教師の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な勤務管理を行う。

第2節 中学校における休日の運動部活動の地域移行後の取組

1 検討委員会の継続設置

市は、本章第1節1(1)アの検討委員会を設置・運営し、地域部活動における様々な課題の解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整える。

2 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の継続的な実施 市は、指導者及び生徒のニーズに対応し、本章第1節1(1)アの検討委員 会で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の 資質向上を図る。

第5章 今後の進め方

第1節 今後のスケジュール

本推進計画を踏まえ、検討委員会の設置、ニーズ・課題の把握、スケジュールの 構築を行いながら、運営団体の確保や指導者、活動場所等の確保及び生徒・保護 者・地域への情報発信を行っていく。

なお、地域の実情によって移行に期間を要する場合には、可能な限り早期の実現を目指すとともに、3年間で実現できない場合においては、今後の方針や進め方、スケジュール等を再検討し作成することとする。

第2節 推進計画の見直しと更新

- (1) 本推進計画は、国及び県の方針やガイドライン、予算等を鑑み、適宜必要な 見直しを行い、次年度以降の取組の改善を図る。
- (2) 文化部活動の地域移行に関する推進計画は、運動部活動の地域移行の進捗状況を見ながら、検討委員会での検討等を踏まえて作成する。

発 行 者: 玉名市教育委員会

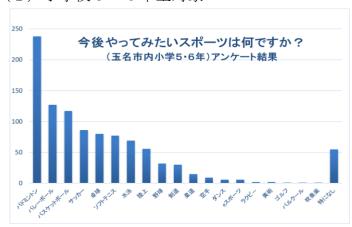
所 属:スポーツ振興課・教育総務課

発行年度:令和5年度(2023年度)

~参考資料~

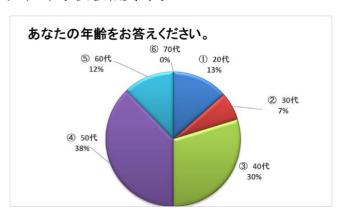
1 アンケート調査(R4.7月実施)結果

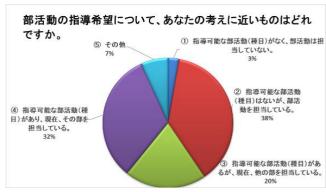
(1) 小学校5·6年生対象

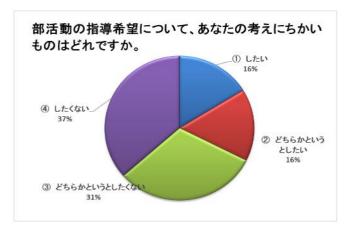


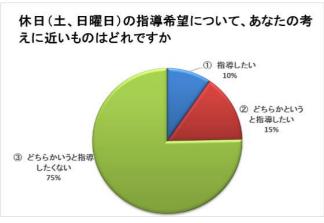


(2) 中学校教職員対象









休日の学校部活動は、

今後「地域部活動」へ移行されます!

部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、大きな意義や役割を果たしてきました。しかし、少子化の影響や学校の働き方改革等により、現在の部活動の形態を継続していくことは難しい状況です。玉名市は、子供たちのスポーツ・文化芸術に親しむ環境を維持するための「部活動改革」を推進します。国・県の方針を踏まえ、持続可能な部活動となるよう環境を整備していきます。

【玉名市の部活動の方向性】

- 〇今年度(令和5年度)9月から、準備ができた種目から、休日(土・日・祝日)の部活動を段階 的に地域移行していきます。
- ○平日の部活動は、これまで同様です。 (学校から部活動がなくなるわけではありません。) ただし、大会等に参加したい人やさらにレベルアップをめざす人は、「地域部活動」に入部することが必要になります。

〈イメージ〉 地域部活動 「玉名市モデル」 (仮称)

	月	火	水	木	金	±	日		
在り方	学		動 (現物 (4 日以内	地域部活動 ^(原則、どちらか1日)					
指導者	教職	員・部活	動指導員	総合型地域スポーツクラブの指導者 地域の指導者 教職員の兼職兼業					
位置づけ		学校	教育活動σ	地域のスポーツ・文化芸術活動					
運営主体			各学校				育委員会 J玉名SC		

「地域部活動」って?

- ○「地域部活動」の運営主体は、玉名市教育委員会と総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人いだてん玉名 SC」です。
- ○活動形態として、「拠点校方式」と「合同部活動」の2つを考えています。 「拠点校方式」:一つの学校を拠点として、他のどの学校からも参加できる形で実施するもの 「合同部活動」:単独校では運営が困難な部を、複数の学校が合同で実施するもの
- ○指導者は、「いだてん玉名 SC」に登録され玉名市教育委員会が認めた者(運動部活動)、地域の 指導者で教育委員会が認めた者、または兼職兼業を希望し承認を受けた教職員です。試合や大 会等への参加引率も行います。
- 〇「地域部活動」も、熊本県及び玉名市の部活動の指針に沿った活動を行います。

玉名市教育委員会

学校部活動と地域部活動と民間スポーツクラブ

子校市治動と地域市治動と氏间へ小一ソソフノ

①学校部活動(学校教育活動内) 平日の放課後のみ、大会参加は ②地域部活動

大会等参加 競技志向等

※週当たり1日以上の休養日。長期 休業中はオフシーズンを設ける。 練習時間は2時間程度。 大会への参加なし。

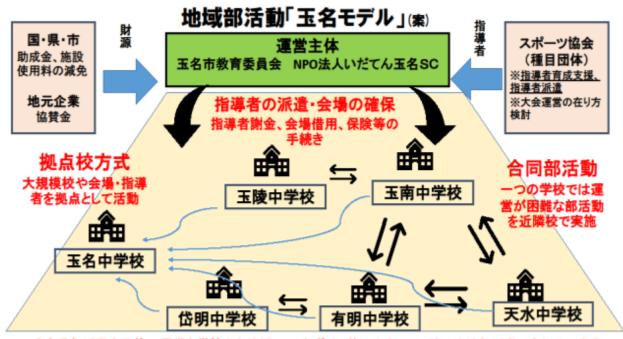
※原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。練習時間は3時間程度。定期テスト前後の一定期間の休養日を設定する。

学校部活動も地域部活動も「学校部活動及び新た谷地域クラス活動の食」方等に関する相互的なガイドライン」に沿った活動内容であることが条件!

③民間スポーツクラブ(学校教育活動外)

平日(夜:練習)・休日(昼:練習・大会参加) クラブカップ大会参加 競技志向

4 地域部活動「玉名モデル」



今ある部活動を母体に運営を学校から地域へ! 先ずは、休日から! どの地域部活動にも加入できる

「地域部活動」玉名モデルのこれから

学校部活動の地域移行推進期間 (R5~R7)

R7年度

小学生も含めた 地域部活動の充実

R6年度

- □すべての休日の運動部活動を地域部活動へ
- □平日の運動部活動の地域移行をさらに推進
- □休日の文化部活動を地域部活動へ

R5年度

- 6~8割の休日の運動部活動を地域部活動へ体制が整った運動部活動から平日も地域部活動へ
- □文化部活動の地域移行を検討
- 本制が整ったところから、休日の 運動部活動を地域部活動へ移行 (スポーツ庁実証事業)

ジュニア期の子供たちが、 レベルやニーズに応じ、多 様な種目に安心して取り組 めるスポーツ、文化・芸術 環境づくり